

令和 4 年度 第 2 回
和泉市障がい者地域自立支援協議会資料

令和 4 年 1 2 月 2 0 日 (火)

令和4年度 第2回和泉市障がい者地域自立支援協議会 資料

内容

権利擁護の取組み.....	1
相談支援部会.....	7
就労支援部会.....	11
地域移行部会.....	15
地域生活支援拠点部会	17
支援の質向上・ICT活用プロジェクトチーム	21
これまでの委員提案.....	25

令和4年度 和泉市障がい者地域自立支援協議会 年間活動計画

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域自立支援協議会						【第1回】 8月24日				【第2回】 12月20日			【第3回】 3月 日
推進会議			【第1回】 5月26日		【第2回】 7月1日			【第3回】 10月7日	【第4回】 11月8日				
相談支援部会	全体会	【第1回】 4月25日	5月17日 (基幹・委託)	【第2回】 6月27日		【第3回】 8月23日		【第4回】 10月24日		【第5回】 12月26日		【第6回】 2月27日	
	事業所訪問 (ひと月2事業所ずつ)			6月22日	7月20日			10月11日 10月11日	11月15日 11月22日	12月7日 12月 日	1月 日 1月 日	2月 日 2月 日 2月 日	3月 日 3月 日
就労支援部会	全体会												
	工賃向上	4月27日		6月8日	7月27日			10月12日	11月24日				
	一般就労への移行	4月22日 (打合せ)			7月12日 (打合せ)				11月15日	12月15日			
地域移行部会	全体会							【第1回】 10月31日		12月 日 (打合せ)	【第2回】 1月24日		
		アンケート実施											
		アンケート集約・整理											
		取組み検討											
地域生活支援拠点部会	全体会				【第1回】 7月6日				11月8日 (打合せ)		【第2回】 1月 日		
	短期入所利用スキーム (SS・GH事業者連絡会)	アンケート集約・整理		【第1回】 6月29日	受入れ拡大方法の検討					ハイリスク者抽出ツールの作成			
	在宅スキーム	状態像の整理				訪問看護へ参画依頼		事業再周知の方法検討		バックデータの収集・整理方法の検討			
		居宅介護事業所へ受入・部会参画依頼						事業再周知の方法検討		居宅介護事業所ヒアリング		スキームのたたき台作成	
権利擁護の取組	法律相談(定例)			【第1回】 6月20日			【第2回】 9月22日			【第3回】 12月14日			【第4回】 3月 日
	事業所対象研修									12月～障がい者福祉施設従事者等対象 動画視聴による啓発			
	虐待関連					【第1回レビュー会議】 8月17日						【成年後見制度 利用啓発研修】 2月24日	【第2回レビュー会議】 2月 日

権利擁護の取組み

権利擁護の取組み

概要

1. 権利擁護研修

- ・幅広い方法で効果的な研修が実施できるよう工夫する。
- ・『成年後見制度の利用促進及び体制整備』の中での役割を意識しながら計画的な研修計画を立て実行する。
- ・サービス事業所での研修企画の一助となるよう、研修動画を作成し社協ホームページに掲載する。
- ・事業所に義務化されている虐待防止に向けた体制整備の充足度の把握と、整備勧奨の取組みを検討する。

2. 法律支援事業

- ・法的見解が必要となる相談ケース等に対応するため、法律支援事業を活用する。
- ・特定相談支援事業所がケースを通して法律相談の活用効果を実感できるよう、『法律支援事業活用マニュアル（事例集）』の社協ホームページへの掲載に加え、定例法律相談への傍聴参加を促す。
- ・サービス事業所も同様に法的な課題を抱えている所もあると思われることから、取り扱う内容や利用方法（相談ルートや参加方法）などを検討した上で、サービス事業所の傍聴参加についても進める。

3. 虐待レビュー会議

- ・対応に苦慮する虐待ケースが出てくる可能性もあることから、毎月の基幹相談支援センター内のレビュー会議で各ケースの進捗状況を確認し、対応方法等の話合いの機会を通じて課題解決につなげる。
- ・虐待対応から通常のケース対応に切替えるタイミングや、課題の解決または虐待対応の終結に向けた支援の方向性の確認や検討、情報共有の場として、今後も市と基幹相談支援センターによる虐待レビュー会議の開催を継続する。

権利擁護の取組み

1 権利擁護研修

令和4年度11月までの取組み実績と成果

施設従事者等虐待防止への取組みとして、『利用者の特性や配慮すべきポイントを理解した支援の検討と実施』をテーマに研修動画を掲載中。

今後の方向性

成年後見制度利用促進に向けた研修会を2月に開催予定。(高齢介護室・地域包括支援センター、和泉市社会福祉協議会地域福祉課と共催)

施設従事者等虐待防止への取組みとして、12月より研修動画をココスル(社協ホームページからリンク)に掲載。また、動画視聴後のアンケートで、事業所の虐待防止に向けた体制整備(※)の充足度を調査・把握し、結果を踏まえて今後の取組みに反映する。

※虐待防止に向けた体制整備とは、

①研修会の実施 ②虐待防止委員会の設置と委員会での検討結果の従業者への周知徹底 ③虐待防止のための責任者の設置

2 法律支援事業

令和4年度11月までの取組み実績と成果

定例法律相談を9月22日実施(第2回)。

3事例…施設利用中の事故による利用者負傷への対応や考え方等

特定相談支援事業所2事業所が事例提供。傍聴参加はなし。

随時法律相談が4件。

今後の方向性

定例法律相談を予定通り実施する。(12月、3月)サービス事業所の傍聴参加についての検討を進めていく。

権利擁護の取組み

3 虐待レビュー会議

令和4年度11月までの取組み実績と成果

基幹相談支援センターで毎月進捗状況の確認を行っている。(令和4年11月末現在対応件数：5ケース)

今後の方向性

基幹相談支援センター内では引き続き、毎月進捗確認を行う。市と基幹相談支援センターのレビュー会議を年2回(第2回：2月予定)開催する。

《ココスルホームページより抜粋》

支援者向け

令和4年度 施設等従事者向け虐待予防研修 「つたえたい 理解したい～利用者の障がい特性の理解と支援について～」

令和4年4月から、事業所での虐待防止についての取組が義務化されています。

単に『虐待をしてはいけません』と伝えるだけでは防げません。

虐待の発生には様々な要因が絡み合っていますので、実際に利用者さんと関わる現場の従業者の皆様には、まずは障がい者個々の特性を知っていただきたいと思い研修動画を作成しました。

事業所での職員研修などに活用していただけると幸いです。

主催：和泉市社会福祉協議会 和泉市障がい者基幹相談支援センター

権利擁護の取組み

注意事項

- 動画データや講義資料データの無断転載は禁止です。
- 動画データの保存はご遠慮ください。
- 事前・事後アンケートへの回答にご協力ください。

事前アンケート

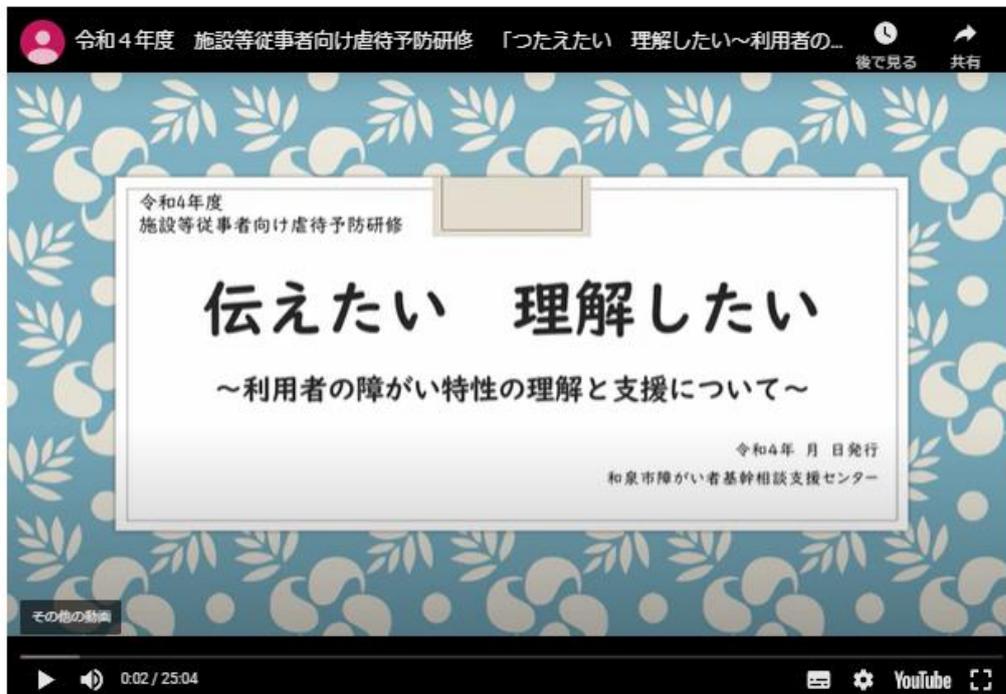
https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScpEW_jRdkQFgvmACF3uN6m-iNoOcmTPfnFAKVzfq4tUmEV3Lg/viewform?usp=sf_link

事後アンケート

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScyE_-NuIploeZljOS3qpsY_1XGo5V-K7yG8xgDHUuU_xhpw/viewform?usp=sf_link

研修資料

<https://drive.google.com/file/d/1LtDEnIHPn4XPXe2YEdc3YC3u7U0zEu/view?usp=sharing>



≪研修動画視聴後アンケート≫イメージ

令和4年度 施設従事者虐待予防研修

事後アンケート

*必須

障害者虐待防止を推進するため、令和4年度より以下について義務化されていますが、貴事業所での整備状況や、取組みの上での困りごとなどをお聞かせください。

①従事者へ研修を年に1回以上実施（基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も実施したものとみなされます）

②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会（※）を設置するとともに、

委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（法人単位での委員会設置でも可）

③虐待の防止等のための責任者の設置

（※）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

15. ①従事者への、虐待防止のための研修の実施方法を教えてください。貴事業 *
所で企画されている場合は、特に重要としている内容も併せて教えてください。

16. ②虐待防止委員会での検討結果の従業者への周知方法を教えてください。 *

17. ③責任者の役割は何ですか。 *

18. 研修の実施や虐待防止委員会の運営について、困りごとはありますか。 *

相談支援部会

相談支援部会

概要

令和3年度までは事務局主体で相談支援専門員の質の向上を目的に研修会等を実施していたが、相談支援専門員が抱える課題の解決を主に部会を運営する体制へと見直しを行う。

相談支援の質の向上

(1) 定例部会

定例部会において、相談支援専門員が困りごとを自ら主体的に解決するための場として部会運営を行う。(偶数月開催)

(2) 事業所訪問

事業所訪問において、“業務上の課題を伺う”“委託相談との関係構築”を目的に、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所のペアで市内の相談支援事業所に出向き、実際のプランを見ながら意見交換やスーパーバイズを行う。(2事業所/月)

相談支援部会

相談支援の質の向上

令和4年度11月までの取組み実績と成果

(1) 定例部会

定例部会を偶数月に実施。

事業所訪問で確認した困りごとを基に、困りごとに対する取組みに関する意見交換を行い、【相談支援専門員が相談し合える体制づくり】【相談支援専門員の業務（支援）の在り方について検討】に分かれて協議を進めていくこととなった。

【相談支援専門員が相談し合える体制づくり】

- ・自身の支援や専門的なことへの対応（法的なこと、年金申請など）に不安があっても、相談したいタイミングで相談出来ない。
- ・相談し合える相談支援専門員同士の横のつながりが無い（人もいる）。
という課題より、相談支援専門員同士がオンラインで相談できる体制づくりの案が出ている。

【相談支援専門員の業務（支援）の在り方について検討】

- ・本来業務以外の業務に追われ、相談業務及び事務作業などの本来業務にかかる時間を確保することが難しい。
- ・他のサービス事業者から相談支援専門員の業務だと押し付けられる。
- ・加算の取り方に関する説明が難しく加算が取りづらい。

などの意見があった。

計画相談支援業務における、それぞれの目的や抑えるべきポイントの検討を進めて、事業所訪問におけるスーパーバイズの視点となるよう、相談支援専門員の基本姿勢を言語化する。

(2) 事業所訪問

相談支援専門員が抱える課題等について把握するため訪問を行った。

(令和4年11月末時点で6件訪問)

相談支援部会

今後の方向性

(1) 定例部会（偶数月開催）

12月（第5回）の部会にて、引き続きそれぞれの取組みを進める。

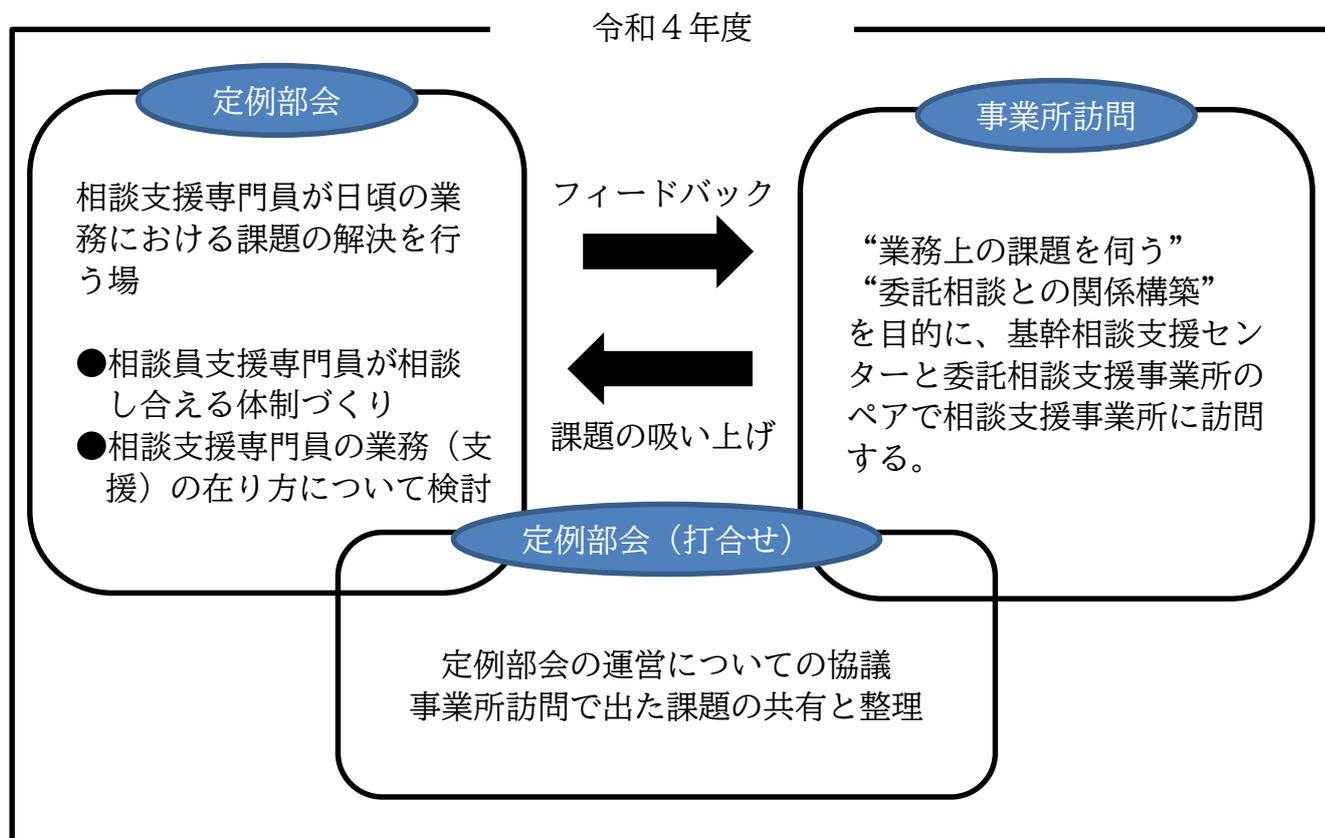
2月（第6回）の部会では、今後の方向性を確認する。

また、運営のあり方を検討するため、事務局メンバーで令和4年11月10日に、大阪府相談支援アドバイザー派遣（打合せ）を実施し、令和4年11月28日に相談支援部会（打合せ）に参加していただいた。以後、引き続きスーパーバイズを受ける予定。

(2) 事業所訪問

引き続き、事業所訪問を継続し、計画相談支援業務全体の助言や個別支援の助言等を行う。また、確認した課題については、定例部会の打合せで共有・整理を行ったうえで、取扱いについて定例部会にて検討などを行う。

《取組み体制イメージ図》



就労支援部会

就労支援部会

概要

「一般就労への移行」及び「工賃向上」の2つのテーマに取り組を進める。
「一般就労への移行」としては、就労支援機関との連携体制の構築を進める。
また、「工賃向上」としては、共同受注体制を構築し、企業へのアプローチを行う。

(1) 和泉支援学校との連携体制の構築

進路に関する学校側の困り事の中から、就労支援部会として協力出来ることを検討し実施する。

2. 一般就労への移行

(1) 実習先確保及び一覧表の作成

実習に関するルールを作成し、小規模的に実施する。実施する中で出てきた課題について協議しながら、少しずつ規模を広げる。併せて実習時にどのような情報共有が有効か検証し、実習振返りシートを作成する。

3. 工賃向上

(1) 共同受注システムの構築

共同受注グループの周知を行い、受注依頼を拡大する。

(2) 販路拡大

既存の販路の拡大についての協議、授産製品の販売イベントを実施する。

就労支援部会

1. 関係機関との連携体制の構築

令和4年度11月までの取組み実績と成果

(1) 和泉支援学校との連携体制の構築

12月上旬和泉市内の障がい福祉サービス事業所の情報を取りまとめたWebサイト（ココスル：くらしの情報応援サイト）のチラシ配布依頼を行った。

今後の方向性

(1) 和泉支援学校との連携体制の構築

生徒の進路選択にあたり、就労支援部会として協力できることについて、検討を継続して行う。

2. 一般就労への移行

令和4年度11月までの取組み実績と成果

(1) 実習先確保及び一覧表の作成

(2) 就職先の確保

11月15日に、障がい者就労支援に関する機関（就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、和泉市無料職業紹介センター、ハローワーク）が互いに機能として求めることについて今後、整理していくことを確認した。その中で、実習先や就労先の確保について取組みの方向性について検討した。

今後の方向性

(1) 実習先確保及び一覧表の作成

(2) 就職先の確保

12月に、就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、和泉市無料職業紹介センターで、障がい者就労支援における、個別支援及び基盤整備において、互いに機能として求めることを共有・整理し、具体的な取組みを検討・実施していく。

過去の委員提案について

障害者就業・生活支援センター(就ポツ)との連携のあり方について

就ポツ・サービス事業者・市・障がい者基幹相談支援センターにて検討を行っている。今後、全体的な連携体制の構築等に向けて、必要に応じてハローワークや無料職業紹介センターとも合わせて検討を進める。

⇒就労支援機関全体の具体的な役割、及び今後の動き方等について整理していく。

3. 工賃向上

令和4年度11月までの取組み実績と成果

(1) 共同受注システムの構築

・企業からの受注について

企業向けに、受注可能な業務などを掲載したカタログの作成を行った。

(現在、最終校正を行っている)

・授産製品の紹介について

市民向けに、授産製品の紹介ページをWebサイト(ココスル:くらしの情報応援サイト)へ掲載している。

(2) 販路拡大

ショッピングモール等での販売イベントについて協議中。

今後の方向性

(1) 共同受注システムの構築

・企業からの受注について

企業に向けて発信し、企業と事業所との協力関係を構築する。

配布先の候補として、和泉市商工会議所、ハローワーク等が挙げられている。

・授産製品の紹介について

令和5年1月号の社協いずみにて市民向けに周知予定。

(2) 販路拡大

授産製品の販売イベントの企画、実施する。

1 ショップともに

住所：和泉市幸2丁目6番19号

TEL：0725-46-3563 Mail

：shoptomoni@ybb.ne.jp

事業所PR

弊社では、取り扱っている商品において、常に在庫をご用意しており、電話やメール、FAXでの注文以外でも、個別に熨斗付けや郵送を伴う等、個別のニーズにも対応しております。この場合、事前にお客様との打合せで決定し、順次取り掛かっていきます。

なお、プリント加工については、デザインの打合せを行い、正式な発注から日を目安に納品しております。可能な限り”迅速に”を心がけております。

ラスクギフトセット

概要：

数量：9個入り

価格：¥1,100

備考：6種類の味のコッペパンラスク(プレーン、ミルク、レモンライム、紅茶、コーヒー、きび砂糖)
3種類の味の麩ラスク(梅、砂糖醤油、きなこ)
どれも「軽い口当たり」という言葉を頂戴しております。
コッペパンを使って、軽く焼き上げたラスクと麩をサクッと焼き上げたラスクの2種類が楽しめます。



ともにゃんタオルセットA

概要：

数量：5枚入り

価格：¥1,000

備考：160㍻と使いやすい大きさの白無地タオルが10枚セットと多用途にお使いいただけます。
全てに色違い、柄違いのネコの肉球プリントつき。さらに、タオルの周りのステッチがまたかわいい。お使いになる人別や用途別で色分けしてもいいかも!どれも「ステッチが入っててかわいい」、「肉球がかわいい」と猫好きさんの間からお言葉を頂戴しております。



カフェともに

概要：

数量：

価格：200円～500円

備考：地域の拠り処をコンセプトに開業しました。子どもでも気軽に来れるように、価格を下げており、夏は店頭でかき氷50円も販売しております。



Tシャツやジャンパー等へのプリント加工

概要：

数量：

価格：1,000円～

備考：Tシャツやジャンパー等へのプリント加工。
文字、イラスト、写真等プリントできます。



地域移行部会

地域移行部会

概要

令和3年度までは精神病床からの地域移行を中心に取り組んできたが、令和4年度より「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて取組みの転換を図る。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

関係機関・関係事業者等に対してアンケート及びヒアリングの結果を基に、具体的にどのような取組みを実施するか検討する。

○対象関係機関等

- ・障がい福祉サービス事業所
- ・精神科訪問看護事業所
- ・精神科クリニック
- ・和泉市内4か所の精神科病院
- ・あじさい会（精神障がい者家族会）
- ・CSW（一部アンケート）
- ・チームみずいろ（ピアサポーター）
- ・和泉市内4か所の地域包括支援センター

地域移行部会

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和4年度11月までの取組み実績と成果

10月31日の地域移行部会にて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、ニーズを把握するために実施したアンケート及びヒアリング結果（別紙）を基に、取組み案（アイデア）の意見交換を実施。

- 訪問看護と相談員の交流会
 - 新生会病院による依存症についての研修会
 - 往診が出来る医療機関等の情報の集約（和泉保健所で取組み予定）
 - 訪問看護が作成している事業所一覧表について、項目の検討や修正
 - 支援者が精神疾患等について学ぶ機会
- 等具体的な取組案が挙がる。

今後の方向性

次回の部会までに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた、当事者及び、地域包括支援センター対象のニーズ調査アンケートを改めて実施。次回の部会にて、ニーズ調査アンケート結果を基に、取組み案の整理・検討を行う。その後、具体的な取組みを企画・実施を行っていく。

※次回の部会は、令和5年1月実施予定。



みんなの声

01

- ・精神科の往診してくれるところは？
- ・夜間聞いてもらえるところがあれば良い
- ・体調が悪化した時の24時間対応
- ・臨床心理士などに相談できれば

02

- ・当事者や家族がなんでも話せる場があれば
- ・気軽に集える場、自分の想いを話せる場
- ・障がいの有無に関わらず地域の方と交流できる場
- ・同じ障がいを持つ人たちと触れ合える場所
- ・ひきこもりの方々の居場所

03

- ・知識、経験がないと支援が難しい
- ・精神の方の支援を経験したことがない
- ・医療的知識（多様な疾患の主症状と基本的な対応方法）福祉としての対応、精神薬の知識
- ・家族での看護のコミュニケーションの方法

04

- ・地域での生活ぶりが十分に伝わらない
- ・相談支援専門員を認知していない医師もいる
- ・福祉職員の同行を快諾して欲しい
- ・医師と情報をやりとりする術がない
- ・訪問看護や介護と交流の場があれば

05

- ・長期的な将来（10～30年後）について相談できる場所がない
- ・親族がないかアテに出来ない場合の「親亡き後」を託す人的資源の不足
- ・家族で抱え込んでしまう
- ・親亡き後が最大の悩み

06

- ・重度の精神障がいがある方を支援できるグループホームがあまりないのでは
- ・賃貸など契約を嫌がられる、入居拒否
- ・周囲の理解が難しく孤立してしまう
- ・住民の理解を得る事

07

- ・理解は進んでいない。地域に精神障がいの施設があるだけでも嫌がっている。
- ・理解よりも存在を知らないと思う
- ・精神疾患についての知識の普及が大切
- ・根深く偏見はある。啓発活動が大事。



考えられる案

既存のウェブサイト「ココスル」を活用することも可。

情報発信・見える化

- ・精神科訪問看護の情報集。体制、特色がわかれば良い。
- ・精神科医療機関や精神障がいに関する医療、心理的ケアなどの情報集

居場所・交流の場・活動の場

- ・「場」を作れば。地域のカフェなどを使っては？
- ・「悩みを話せる」「同じ趣味がある人が交流する」など、気軽に集える場所づくり。

(ピアサポーターの活用)

- ・当事者目線で想いを聞いてほしい
- ・同じ悩みを抱える人たちの支援や活動への参加
- ・気軽に集まれるような機会を作って欲しい
- ・ピアサポーターが役割を持つ場があれば良い

学ぶ・スキルアップ

- ・事例を通じて学ぶ機会があれば
- ・医療的な視点でのスーパーバイズ
- ・保健所の研修など既存のもので使えるものもある

医療との連携

- ・本人の病状や地域生活におけるニーズ、情報をどのように伝えるか（スキームの明確化？実際は個別性が高い）
- ・医療職（精神科CW等）と地域の支援者との交流の場（相手がわかれば連携しやすい）

親なき後

- ・どのような制度があり、いつ繋がるべきかなどライフステージごとの情報発信
- ・家族として準備しておくべきことの情報提供
- ・未介入、未受診など支援が必要だが繋がっていない人がいる（8050問題）

住まいの確保

- ・不動産屋への理解促進
- ・居住支援法人との連携
- ・グループホームなどの支援力の向上

理解促進・差別解消

- ・触れ合ってもらうことが効果的では（イベント、交流会など）
- ・研修、講座など学習の機会
- ・事業所などを知ってもらう機会をつくる
- ・学校教育での取組み強化



地域生活支援拠点部会

地域生活支援拠点部会

概要

地域生活支援拠点整備方針に基づき、事業運用の促進と事態発生時の円滑な対応の実施に取り組む。「相談」「緊急時の受入れ・対応」以外の機能についても段階的に検討・実施を進め、地域生活支援拠点の整備・強化・評価・改善等を継続する。

1. 事業運用の推進（「相談」・「緊急時の受入れ・対応」の機能）

- ・引き続き、相談支援部会等と連携しながら、周知や利用促進の働きかけ、登録の進捗確認を行う。
- ・周辺市との広域的な連携体制の構築に向け、取組みを継続する。

2. 課題の抽出・検証・改善による機能強化

ワーキングにて各スキームの検討を行い、在宅スキームについては令和5年度中の運用を目指す。（居宅介護事業者、訪問看護の協力）

○短期入所・共同生活援助の利用以外の対応の検討（在宅スキーム）

- ・現時点において短期入所利用困難なケースを利用につなげる方法や、受入れが可能になる方法についても、検討する。

○短期入所での受入れ拡大の検討（短期入所利用スキーム）

- ・医療的ケアが理由で短期入所利用が困難な方もいることから、短期入所における医療連携体制加算活用の可能性についても探る。
- ・訪問看護に部会参画を依頼し、短期入所における医療連携体制加算活用の成功事例の共有を図ってイメージ化し、医療的ケアが必要な方の受入れについて、具体的に検討する。

地域生活支援拠点部会

1 事業運用の推進（「相談」・「緊急時の受入れ・対応」の機能）

令和4年度11月までの取組み実績と成果

令和4年11月末時点登録件数：6ケース

通報件数：1件（令和4年6月…第1回協議会で報告分）

第1回協議会での委員提案について

緊急時対応をより円滑に行い、利用者が地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、日頃から家族や関わる支援者が意識的にリスクと対応（家族の意向を含む）を想定し、同じ感覚で共有や検討し合えるような場や手法の検討が必要。

長野県北信圏域の取組みを参考に、障がい福祉課、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点部会・相談支援部会の各代表で取組みの場や進め方について協議。

- ・地域生活支援拠点部会にて取組みを進める。
- ・緊急事態が発生する要因は、本人の状況より環境因子の影響が大きく、それらを測ることが出来る指標を定め、相談支援専門員だけでなく、関係機関全体でハイリスク者について予防や対応のイメージを共有する場が必要である。
- ・指標の活用により抽出されるハイリスク者の実態（人数、各ケースの状況）などバックデータを収集・整理し、要件の見直しの根拠となるようにする。
- ・相談支援専門員の中には、登録にかかる業務増の負担感だけが増していたり、登録要件があることで、それから外れる人はリスクマネジメントの必要性がないと判断している場合もあることから、登録が進まない状況が考えられる。正確な対応イメージや目的を伝える必要がある。

今後の方向性

- ・引き続き、相談支援専門員への勧奨を継続していく（事業所訪問、更新時等）
- ・周辺市との広域的な連携体制の構築に向け、取組みを継続する。

また、委員提案を踏まえ、

- ・ハイリスク者の指標を明確にするツールを作成する（対象となる人の見える化）
- ・ハイリスク者のバックデータの収集や整理方法の検討を行う。
- ・相談支援専門員等（サービス事業者含む）への周知方法の再検討を行う。

地域生活支援拠点部会

2 課題の抽出・検証・改善による機能強化

令和4年度11月までの取組み実績と成果

スキームの充実や登録要件拡大のための検討にあたり、訪問看護事業所（和泉リハビリ訪問看護ステーション）への申し入れを行った。

○短期入所・共同生活援助の利用以外の対応の検討（在宅スキーム）

在宅支援の体制整備検討にあたり、居宅介護事業者（一部）への事業内容の周知・説明・緊急時受入れへの協力依頼を行った。

今後の方向性

○短期入所・共同生活援助の利用以外の対応の検討（在宅スキーム）

- ・訪問看護の部会参画により、在宅での医療的ケアや精神障がいの方への支援を検討する。
- ・居宅介護事業者へ、部会参画や緊急時の受入れの可能性や具体的な動きについてヒアリングを行う。

○短期入所での受入れ拡大の検討（短期入所利用スキーム）

- ・短期入所事業所等連絡会を定期開催し、緊急時の受入れや運営中での困りごと、課題を共有・解決するための協議の場をもち、連携体制の強化と、和泉市内全体での受入れ体制整備を進める。
- ・訪問看護の部会参画により、短期入所における医療連携体制加算活用の成功事例の共有を図り、訪問看護との連携や医療的ケアの具体的な対応（程度や回数）をイメージ化し、医療的ケアが必要な方の受入れについて検討を進める。

支援の質向上・ICT活用プロジェクトチーム

支援の質向上・ICT活用プロジェクトチーム

プロジェクトチームの概要等

PTの発足について

- ・部会の取組みや令和3年度報酬改定（障がい者虐待防止関係含む）の動き、日ごろの業務を通じて、自立支援協議会や現行の部会だけでは対応できないものがあることを認識。
- ・自立支援協議会は条例に基づく附属機関であるため、柔軟な対応が困難であり、より現場に即した柔軟かつ実効性のある検討の場が必要。
- ・PT発足について、令和2年度末実施の自立支援協議会にて協議を行い、承認を得て取組みを進めることとする。

PTの取組みについて

「支援の質」の向上に関する取組みを進めることで、質の高い日々の支援につなげていくものとする。

また、ICTの活用による業務効率化を図ることで、日々の支援の質の向上に集中することができる。※事業者の主体性を最大限引き出し、取組みを進めるものとする。

1. 令和4年度（現在）の取組み等

令和4年度より以下の2つのテーマごとにチーム編成のもと、取組みを開始。

チームA「社会資源の作り方、あり方」

・取組み内容

ガイドヘルパーの利用について、より余暇活動の充実、社会参加を促進するものとして、ガイドヘルパーとの行き先についてバリアフリー等、障がいがある方が利用しやすい場所がわかるものとして、マップの作製などが出来れば良いという案があがっている。

チームB「個別支援計画の在り方、サービス提供の在り方」

・取組み内容

サービス提供プロセスに基づいた支援の在り方（チームアプローチ等）を実際の現場で実施することを目的に、サービス提供プロセス（7つのセクション）に関する研修を日中活動系事業所のサービス管理責任者を対象に実施していく。

サービス管理責任者基礎研修の内容変更（平成31年）に伴い、サービス管理責任者基礎研修を受講した時期の違いによって、サービス管理責任者間でも、サービス提供プロセスに関する理解に乖離があるという現状も課題として挙げた。

- 10月25日、市内2か所のサービス支援事業者に対しプレ研修を実施。
サービス支援事業者から（スタッフとの打ち合わせや会議を定期的開催等）支援の質の向上に向けた取組み例を聞くことができた。
評価としては、サービス支援事業者内で個別支援会議を行うことにより、支援の方向性の共有、共通認識が出来る（チームアプローチ）といった重要性等、サービス提供プロセスにおける7つのセクションの認識が深まった。

- 2月3日、本研修を実施予定。

【内容】

- ① 講義：サービス提供プロセス（7つのセクション）のポイントについて
講師：かざみどり相談室 宮崎氏（主任相談支援専門員）
方法：動画配信（研修参加者限定公開による動画配信）
※動画の撮影は12月9日予定。
- ② 演習：①講義の振り返りと補足説明を行ったうえで、各事業所における、支援の質の向上に向けた取組み例の共有等。
方法：対面によるグループワーク等
※研修受講前と受講後に評価アンケートを実施し効果測定を行う予定。

●研修後のフォローアップとして

オンラインを活用し、本研修の受講者同士で困りごとの共有や助言をし合える体制づくりを検討しており、まずは、事務局側で試運転することとなった。

※サービス支援事業者から見た計画相談支援との連携の在り方やサービス管理責任者だけでなくスタッフも含めたチームアプローチできるような人材育成の視点も踏まえて取組みを進める。

7つのセクション + ➡

1. 個別支援計画の作成

- ① サービス提供プロセス（全体像を理解する） ➡ **本人中心支援の基礎**
- ② サービス担当者会議への参加準備 ～利用者概要の把握～ ➡ **チームアプローチ**
- ③ サービス担当者会議への参加 ～アセスメントの深化と**生活全体のニーズ把握**～
- ④ 個別支援計画作成に当たり本人との面接 ～事業所におけるニーズ把握～
➡ **ニーズ整理と本人面談**
- ⑤ 個別支援計画**案**の作成・**説明** ➡ **本計画完成**

2. 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法

- ⑥ サービス担当者会議（モニタリング） ➡ **エンパワメントと新たなニーズ**
- ⑦ 個別支援計画修正案の作成 ➡ **多職種連携・意思決定支援・合理的配慮**

これまでの委員提案

これまでの委員提案

- ◆地域における障がい者の外出支援の活性化、充実化
・・・支援の質向上・ICT活用プロジェクトチームにて取り組み
- ◆泉州北障害者就業・生活センターによる支援
・・・就労支援部会にて取り組み
- ◆障がい者計画等のわかりやすい版の作成
・・・次年度、計画策定時に取り組み予定
- ◆緊急時対応をより円滑に行える体制作りと、より安心して暮らし続けられる地域づくりについて
・・・地域生活支援拠点部会にて取り組み

委員のみなさま貴重なご提案ありがとうございます。今後も活発な協議・取り組みを進めていくため、どしどし提案お待ちしております！